

日時・場所	令和4年12月19日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、武内病院事務部長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

【市長挨拶】

- 17日（土）は野洲川河川公園で第10回びわ湖若鮎駅伝大会、18日（日）は希望が丘文化公園で第30回全国中学駅伝大会が開催された。いずれの会場も熱気に包まれており、選手の走るスピードにも圧倒された。
- 今週は本会議定例会の最終日を迎える。市の方向性に関わる議案を提案しているので、所管の部長は対応等よろしく願います。

2. 議題

【審議事項】

①野洲市都市計画事業基金条例について

令和4年度から賦課している都市計画税について、今後の都市計画事業等に要する費用の財源に充てるため、基金を設置する。

- 本来、基金は目的があって積立てるものであるが、この基金はどのような事業を想定しているのか。
 - 立地適正化計画のみなし事業ということで道路の新設改良事業や公園事業、雨水幹線・排水対策事業、下水道事業の起債の償還等を想定している。
- 市民の理解を深めるため、どういった事業に充てるのか、10年間の使途の見通しやアウトラインを広報に出すことも検討してはどうか。（副市長）
 - 実績の公表は考えていたが、見通しの公表は想定していなかったなので、検討する。

【報告事項】

②令和5年度予算編成経過 当初要求の状況について

予算編成過程の透明化を目的として、令和5年度当初予算を編成するに当たり、予算の要求状況について報告する。

- 歳入歳出の差引額が、歳入の寄附金と歳出のまちづくり基金積立金及びふるさと納税推進事業費を含む場合と含まない場合で9億円ほど差が生じる要因は。
 - 寄附金を約17億円と見込んでいるが、基金を含んだ場合、同額を基金に積み立てるので差額は生じないが、寄附金のうちその半額は経費や手数料として事業費が発生するので17億円の約半額の9億円が必要となっている。
- 前提条件や注釈が多く、市民にとってはわかりにくい資料だが、今の段階で速報値を公表する目的は。

- 一番の目的は、歳出超過、財源不足を知っていただくことだと考えている。
- 見込んでいない事業が記載されているが、それがどの程度の予算規模なのかわからない。
- 記載内容や表記について、改めて検討する。
- 令和5年度の重点事業として掲げられている「ふるさと納税推進事業」の26億円はどのような内容か。
- 寄附金として見込んでいる17億円の同額を基金に積む分と、経費や手数料として寄附金の半額を支出する分、合わせて26億円となる。
- 歳出予算当初要求の資料で、総務費が前年との増減比率122.2%とあるがその要因は。
- 主にまちづくり基金の積立金である。他にはコミセンの改修もある。
- まちづくり基金への積立てについて、17億円入ってきた場合、全額を積立てるのではなく、経費や手数料を差し引いた分を積立てれば良いのではないか。
- 基金の考え方として、寄附金は全額基金に積み立て、翌年これを取り崩して事業を展開するという整理をしている。返礼品や手数料に寄附金を直接充ててはいけないというルールはないが、あくまでも寄附金は全額事業に充てるという考え方をしている。
- 速報値を公表する際は、もう少しわかりやすく工夫し、2月の公表の際には、ふるさと納税を充当する事業がわかるよう検討すること。(副市長)
- 検討する。

③オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種の今後の予定等について

オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種の今後の予定と現在の接種状況について報告する。

④野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

民法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、民法第213条の2及び第213条の3が新設されることを受け、野洲市水道事業給水条例の一部改正を行う。これにより、他人の土地等を使用した給水装置の設置を行おうとする者に対して、新設される民法第213条の2及び第213条の3の適用がある場合は、土地等の所有者からの同意が不要となる。

→本改正は下水道に係ることも適応されるのか。

→下水道に関しては、従来から他人の土地等に給水装置の設置を行おうとする者に対しての同意は不要である旨、下水道法で定められている。

⑤全員協議会への提出事項について

令和4年12月22日(木)開催の全員協議会に、報告事項2件、連絡事項2件を提出する。

3. 次回部長会議の予定

12月26日(月)9時00分～ 庁議室

4. 閉会